

情報倶楽部

2020年12月

No. 236

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税法

★ ひとり親控除の適用

Q. 令和2年の税制改正で、未婚のひとり親控除が創設されたそうですが、いつから適用されるのですか？

A. 今年度以後の所得税について適用されます。

令和2年度の税制改正で、未婚のひとり親に対する税制上の措置が創設されました。

この改正は、今年度の所得税から適用されますが、今年度については、年末調整(令和2年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が同年4月1日以後であるものに限る)及び確定申告において適用されます。

そして、源泉徴収においては、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

したがって、令和2年分の源泉徴収事務においては、月々の給与等に対する源泉徴収は改正前の控除を適用し、年末調整において改正後の控除を適用することとなります。

ひとり親控除とは、居住者がひとり親(現に婚姻していない者又は配偶者の生死が明らかでない一定の者のうち次の要件を満たすもの)である場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円が控除される制度です。

①合計所得金額が500万円以下であること

②その者と生計を一にする一定の子を有すること

③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf>

★ 共働き世帯における所得金額調整控除(子ども等)の適用

Q. 共働き世帯で扶養親族に該当する子がいる場合、扶養控除はどちらか一人しか受けられませんが、所得金額調整控除(子ども等)の場合はどうなりますか？

A. 夫婦の双方で適用を受けることができます。

同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの者の扶養親族に該当する人については、これらの者のうちいずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働き世帯の場合、一の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受

けることとなります。

他方、所得金額調整控除(子ども等)の適用については、扶養控除と異なり、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの者はいずれも扶養親族を有することとなります。

そのため、いわゆる共働き世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除(子ども等)の適用を受けることができます。

所得金額調整控除(子ども等)とは、その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するものもしくは特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有するものに適用されるというものです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1411.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020006-075.pdf>

★ 新型コロナでイベントが中止になったチケット払戻請求権の放棄

Q. チケットの払戻しを放棄した場合に税務上の手当てがされているとか。どのようなものなのですか？

A. 所得控除又は寄附金控除の選択適用が受けられます。

先般、新型コロナ感染症等の影響に対応するための税制の特例(新型コロナ税特法)が創設されました。

内容は、新型コロナ感染症の拡大防止するため、政府からの自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツイベントを中止、延期又は規模を縮小し、以下のすべての要件を満たし、文部科学大臣の指定を受けたものについて、そのイベントの参加予定者が入場料金等の払戻請求権の全部または一部を、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に放棄した場合、その放棄した額について、所得控除又は寄附金控除の適用を受けることができるというものです。

①令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に国内において開催された又は開催を予定していたもの

②不特定多数の者を対象とするもの

③新型コロナ感染症及びそのまん延防止のために現に中止等されたもの

④中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの又は現に払戻しを行っているもの

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/0020005-018.pdf>

消費 税

★ 消費税における委託販売手数料の取扱い

Q. 当社は、飲食料品や雑貨の販売を代行会社に委託しています。消費税の軽減税率制度の実施に伴い、販売代行業者に支払う委託販売手数料の取扱いが変更になったそうですが、そのようになったのですか？

A. 委託販売その他業務代行等(委託販売等)を通じて商品を販売する委託者は、原則として受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い収受した又は収受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となり、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります(総額処理)が、令和元年9月30日までの単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすること(純額処理)が認められていました。

しかし、令和元年10月1日以降は、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の適用対象となくなりました。

したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、純額処理をすることはできないこととなりましたので、注意してください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/sakusei_nagare/14.pdf

贈 与 税

★ 贈与税の配偶者控除

Q. 配偶者に自宅を贈与した場合、一定額まで非課税になる制度があるとか。どのような制度ですか？

A. 婚姻期間が20年(1年未満の端数は切り捨てます)以上である配偶者から居住用不動産を贈与された場合には、贈与財産の価額から基礎控除のほかに2,000万円(贈与財産の価額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで)を控除してくれる特例があります。これを贈与税の配偶者控除といいます。お尋ねは、この制度かと思います。

要件は次のとおりです。

- ①結婚した日から贈与の日までの期間が、20年以上であること
- ②贈与財産は、国内にある居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③贈与を受けた配偶者が、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に住んでいること
- ④この特例の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出すること

居住用不動産を贈与しても金銭を贈与して居住用不動産を取得してもどちらでもいいのですが、不動産の価額は、取引時価ではなく、相続税評価によって行いますので、通常は、取引時価より相続税評価の方が低いことから、不動産を贈与する方が有利になります。

不動産の贈与の日は登記日なので登記を年内に完了しておく必要がありますのでご注意ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4452.htm>